



1. 日釣連は、組織会員の交流と親睦を深め、同時に釣技とマナーの向上を図るため、以下の要領でグレ釣りトーナメント大会(以下本大会という)を開催する。
 2. 本大会は、組織団体等から選出された各団体の選手と、前年度大会でシード権を得た2名の選手によって競技する。
選手はフェアな精神で試合に臨むこと。
 3. 本大会は、組織団体のうちから毎年3団体が順次、審査役員を担当する。
チーフが所属する団体が陣頭指揮を執り、サポート連盟とともに連携して大会運営にあたる。
日釣連本部は、大会の運営をサポートし、全ての事項について最終決定権を有する。
 4. 本大会の対戦者は、予め日釣連理事会で決定する。
 5. 本大会は1本針のフカセ釣り、使用する餌は下記規定に従う。
 6. 競技中の携帯電話の使用は禁止する。(ポイント・釣り方などの相談を防ぐ為)
- ※但し、危険性が高い場合や緊急事態は除く

トーナメントの規定

1. **1回戦・準決勝・決勝**の試合は規定サイズのグレ10匹までの総重量の勝敗にて決定し、**同重量及び釣果無しはジャンケンとする。**
2. **27名で、1試合 3名でのトーナメント方式とする。**
1回戦 3時間 60分 ハーフ (インターバルは無しとする。)
3. 釣場の決定は対戦者同士で競技エリアの境界線を充分確認してもらい、ジャンケンにて勝った順番に釣り座を決めて下さい。
その後は海に向かって時計回りで釣り座を交代して下さい。
1回戦と準決勝は審判が付かないため、競技エリアの境界線は互いに充分確認し、これを厳守すること。

準決勝・決勝の規定

1. 準決勝は審判付きませんが、決勝からの競技は審判の指示の下競うものとする。
選手にトラブル等が発生したときは、直ちに審判に申し出てその指示に従うこと。
2. 競技時間は120分とする**(40分で交代でインターバルは有りとする。)**
3. 競技はグレ10匹までの総重量により競うものとする。
互いに釣果無し、または同重量の場合はジャンケンで勝敗を決する。
4. 準決勝・決勝戦はサポートスタッフを1名のサポートを**可能とする。**
5. 選手はサポートスタッフ以外との私語は禁ずる。
6. 規定に違反した選手が出た場合、審査役員は直ちにその選手に対して注意をする。
注意を受けた後も改まらないときは、審査役員はその時点で試合の終了を宣し、その選手は敗者となる。
7. 競技が終了したときは、選手は釣場を清掃しゴミを回収し持ち帰ること。
8. 大会優勝者及び準優勝者に翌年度大会へのシード権を与える。
9. **シード権の次点については3位の選手が有するものとする。**

細 則

出場選手の準備品

1. 使用する餌の量は、トーナメント各試合2試合分を各自準備する。

1試合バツカン40cm1杯以内(サシ餌含む)を目安に用意する

2. 配合餌・サシ餌の種類は自由とするが、虫餌・貝類などの生き餌は禁止

2試合分のエサは、選手で1試合分ずつ袋等に入れ各自で管理する。

3. 決勝戦で使用する生オキアミ1試合1枚と配合餌2袋は本部で用意します。(前試合までの残りエサの使用も認めます。)

サシ餌は選手の思考があるので選手で用意してください。

試合について

1. 当日の磯の割り振りは、審判の指示に従うものとする。

釣座の選定は選手同士で境界線を決め、ジャンケンで勝った選手から釣り座を選定して下さい。その後は時計回りで釣り座交代。

2. 選手は、互いに確認した釣場の境界線を越えて撒き餌をする。または仕掛けの打ち込みや

流すことを禁止する。境界線を越えてヒットさせ、取り込んだグレは当然無効とする。

(特に沈めさぐり釣りは要注意)。但し、境界線内でグレをヒットさせ、グレが境界線を

越えても掛けた選手が自己の境界線を越えずに取り込んだ場合は有効とする。

場所移動・試合終了直前に掛けたグレの取り込みの猶予時間は3分以内とする。

時間を越えて取り込んだ場合はその魚は無効とする。

選手が境界線を越えての取り込みは無効とする。

3. 試合開始前にウキを流す、撒き餌を打つ、その他の潮を読む行為や、竿入れをした時

は嚴重注意とし、度重なる場合は失格とする。

4. 磯渡りは、審判の呼び出しがあってから各自荷物を舐先まで持参し、審判の確認を取る。

5. 荷物は必要最小限にし、各自選手責任にて管理すること。荷物には必ず名前を明記する事。

紛失・波による流失・道具の積み下ろし、間違い等は選手責任とする。

磯渡りは、安全を期するため体一つで渡り、荷物は次順番の選手または審判から手渡しする。

この際、リュックサックは絶対に背負わないこと。

6. 本大会の審判は、大会役員の中から選任する。

7. 組織団体から本大会運営のお手伝いとして参加いただいた方々を補助役員とする。補助役

員は、審査役員と同様の任務を分掌する。

8. 各連盟役員は、本大会出場選手に対し、本大会規定を熟知させる義務を負う。

9. 審査役員は、種々のトラブルの対処および役員間の連絡を密にできる体制で臨むこと。

連絡網(携帯電話)を携帯する。

以上